

事 務 連 絡
平成27年12月25日

各地方整備局道路部 路政課長 殿
道路管理課長 殿
北海道開発局建設部 建設行政課課長補佐 殿
道路維持課課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部 建設行政課長 殿
道路管理課長 殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室課長補佐
国道・防災課課長補佐
環境安全課課長補佐

「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」
の運用と解説について

「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」（平成27年12月25日付け国道利第13号、国道保第14号、国道交安第43号。以下「通達」という。）により、緊急輸送道路における電柱による占用の禁止の取扱いについて定められたが、さらに、その運用と解説を別紙のとおり定めたので、事務処理に当たって留意されたい。

「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」の運用と解説

1 既存の電柱の取扱い

既存の電柱について「当面の間」としているのは、道路法令上、電柱による道路の占有を継続するためには、10年ごとに占有許可を更新する必要がある、現在の許可期間を超える占有許可を保障するものではないことを明らかにするためである。

なお、既存の電柱について、占有許可の更新を行うことは否定されない。

また、「当面の間」は特定の期間を意図するものではなく、通達3（3）にある「原則2年間」とは無関係である。

2 支線柱等の取扱い

電柱の倒壊を防ぐための支線、支柱又は支線柱の設置については、本運用の対象外とする。

3 仮設の電柱の取扱い

（1）仮設電柱の設置の例外規定

通達に明示したもののほか、道路法（昭和27年法律第180号）第71条第2項の各号に該当する場合の電柱の移設等が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えるおそれがあることから、新たな電柱の設置が必要な場合は、通達3（3）の仮設電柱の設置の例外規定に準ずるものとする。

（2）仮設電柱の占有期間の延長

通達3（3）にある「占有期間の延長を認めないこととする」とは、あくまでも「仮設」であることを踏まえた措置である。

一方、通達3（3）にある「原則2年間」とは、一般的に2年以内のことをいうが、通算で2年以上となる場合は、通達に明示したもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 仮設電柱の占有期間の延長の取扱いに関しては、占有者からの申出があり、真にやむを得ないと認められる場合のみ、占有期間の延長を認めることとする。

イ ここで、真にやむを得ない場合の一例としては、用地の所有者に対して、精力的な交渉が行われたにもかかわらず、引き続き用地の所有者の了解が得られない場合をいう。

（3）その他

上記（1）、（2）以外に、仮設電柱の設置、又は仮設電柱の占有期間の延長が必要な場合が生じたときは、国土交通省道路局路政課へ相談することとする。